《企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職された方へ》

未払賃金の立替払制度のご案内

未払賃金の立替払制度は、労働者とその家族の生活の安定を図る国のセーフティーネットとして、企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職した労働者に対し、「賃金の支払の確保等に関する法律」に基づいて、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払する制度です。

全国の労働基準監督署及び独立行政法人労働者健康安全機構で制度を実施しています。

■未払賃金立替払制度については、まずは最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

■未払賃金立替払制度の概要と実績（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shinsai_rousaihoshouseido/tatekae/index.html

【問合せ先】富山労働局労働基準部監督課　TEL.076-432-2730